

I 各種許可申請にかかる一般的事項

1 用語解説

(1) 温泉とは(法第2条)

「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

(別表)

- 1 温度（温泉源から採取されるとき温度とする。） 摂氏25度以上
- 2 物質（左に掲げるもののうち、いずれか一）

物質名	含有量（1キログラム中）
溶存物質（ガス性のものを除く。）	総量1,000ミリグラム以上
遊離炭酸（CO ₂ ）	250ミリグラム以上
リチウムイオン（Li ⁺ ）	1ミリグラム以上
ストロンチウムイオン（Sr ⁺⁺ ）	10ミリグラム以上
バリウムイオン（Ba ⁺⁺ ）	5ミリグラム以上
フェロ又はフェリイオン（Fe ⁺⁺ , Fe ⁺⁺⁺ ）	10ミリグラム以上
第1マンガンイオン（Mn ⁺⁺ ）	10ミリグラム以上
水素イオン（H ⁺ ）	1ミリグラム以上
臭素イオン（Br ⁺ ）	5ミリグラム以上
沃素イオン（I ⁺ ）	1ミリグラム以上
ふつ素イオン（F ⁺ ）	2ミリグラム以上
ヒドロヒ酸イオン（HASO ₄ ⁺ ）	1.3ミリグラム以上
メタ亜ひ酸（HASO ₂ ）	1ミリグラム以上
総硫黄（S）HS ⁺ +S ₂ O ₃ Sに対応するもの	1ミリグラム以上
メタほう酸（HBO ₂ ）	5ミリグラム以上
メタけい酸（H ₂ SiO ₃ ）	50ミリグラム以上
重炭酸そうだ（NaHCO ₃ ）	340ミリグラム以上
ラドン（Rn）	20（100億分の1キュリー単位）以上
ラヂウム塩（Raとして）	1億分の1ミリグラム以上

(2) 土地掘削申請（法第3条）

「温泉をゆう出させる目的」で土地を掘削しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(3) 増掘又は動力の装置の許可申請（法第11条）

温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならない。

(4) 温泉採取許可申請（法第14条の2）

温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

(5) 可燃性天然ガス濃度確認申請（法第14条の5）

温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、都道府県

知事の確認を受けることができる。

(6) 温泉利用許可申請（法第15条）

温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(7) 温泉成分分析機関登録申請（法第19条）

温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設について、当該分析施設の所在地の属する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(8) 沖縄県自然環境保全審議会

沖縄県自然環境保全審議会条例(昭和48年7月23日条例第55号)に基づき設置されている。

同審議会内に自然公園・温泉部会と自然保護・鳥獣部会が設けられており、温泉法に基づく申請は自然公園・温泉部会に付託され審議が行われる。審議会の開催時期は不定期ですので、開催予定は自然保護・緑化推進課(TEL 098-866-2243)にお問い合わせください。

2 各種許可申請書の提出先について

各種許可申請は、掘削申請地の市町村を管轄する保健所に**正副2部提出**です。

市 町 村 名	保 健 所	お問い合わせ
名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	北部福祉保健所 生活環境班	名護市大中2丁目13番1号 TEL：0980-52-2636 FAX：0980-53-2505
沖縄市、うるま市、宜野湾市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	中部福祉保健所 環境保全班	沖縄市美原1丁目6番28号 中部合同庁舎中部福祉保健所棟 TEL：098-938-9787 FAX：098-938-9779
那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町	南部福祉保健所 生活環境班	南風原町字宮平212 TEL：098-889-6799 FAX：098-888-1348
宮古島市、多良間村	宮古福祉保健所 生活環境班	宮古島市平良字東仲宗根476 TEL：0980-72-3501 FAX：0980-72-8446
石垣市、竹富町、与那国町	八重山福祉保健所 生活環境班	石垣市字真栄里438 TEL：0980-82-3243 FAX：0980-83-0474

*ただし、那覇市内における申請等につきましては、一部那覇市保健所生活衛生課あての提出となりますので、ご注意ください。

*また、中央保健所が廃止となり、これまで中央保健所にて所管していた市町村につきましては、南部福祉保健所の所管となりました。

→ 詳細は4ページを参照。

3 各種許可申請に係る手数料について(沖縄県使用料及び手数料条例)

各種許可申請に係る手数料は沖縄県証紙での支払いとなります。

申請書の正本の任意の場所(申請様式の下段又はA4サイズの白紙)に貼り付けてください。

(1) 各種許可申請の手数料

許可申請の種類	手数料
土地掘削許可申請手数料	1件につき 125,000円
ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料	1件につき 115,000円
温泉利用許可申請手数料	1件につき 35,000円
温泉採取許可申請手数料	1件につき 35,000円
掘削 ゆう出路増掘 } 施設等の変更許可申請手数料 温泉採取 }	1件につき 24,000円
可燃性天然ガス濃度確認申請手数料	1件につき 7,400円
温泉成分分析機関登録申請手数料	1件につき 35,000円
-----	-----
土地掘削許可 増掘・動力装置許可 温泉採取許可 可燃性天然ガス濃度確認 温泉利用許可 } を受けた者の地位の承継承認 申請手数料	1件につき 7,400円

(2) 沖縄県証紙売りさばき所(※詳しくは沖縄県会計課のホームページをご覧ください。)

沖縄県証紙の販売は銀行、交通安全協会等で販売している他、各福祉保健所内の食品衛生協会各支部でも販売しております。

4 沖縄県における温泉利用状況(平成26年8月現在)

保健所	市町村名	源泉 総数	温度別源泉数			自噴・動力の別		主たる泉質名
			25℃未満	25℃以上 42℃未満	42℃以上	自噴	動力	
北部福祉保健所	国頭村	1		1		1		ナトリウム-塩化物強塩温泉
中部福祉保健所	恩納村	2	1	1		1	1	硫黄-ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉 ナトリウム-塩化物泉
	宜野湾市	1		1		1		ナトリウム-塩化物泉
	北谷町	1			1		1	ナトリウム-炭酸水素塩泉
南部福祉保健所	那覇市	2		2		1	1	ナトリウム-塩化物泉 ナトリウム-塩化物強塩泉
	浦添市	1			1	1		ナトリウム-塩化物強塩泉
	南城市	1			1		1	ナトリウム-塩化物強塩温泉
	豊見城市	1			1		1	ナトリウム-塩化物強塩温泉
宮古福祉保健所	宮古島市	2			2		2	ナトリウム-塩化物温泉

5 保健所の所管区域の変更について

(1) 那覇市の中核市移行について

平成25年4月1日をもって那覇市が中核市へ移行したことに伴い、温泉法に係る下記申請等につきましては、那覇市保健所生活衛生課において受け付けることになりました。

* 下記以外の申請等につきましては、南部福祉保健所への提出となります。

- ア 温泉利用許可に関する事務
- イ 利用許可に関する許可条件の付加及びこれの変更に関する事務
- ウ 利用許可を受けた法人の分割・合併の承認
- エ 利用許可を受けた者の相続の承認
- オ 温泉成分の掲示内容の届出受理
- カ 温泉成分の掲示内容の変更命令
- キ 温泉利用の制限等の命令
- ク 温泉利用許可の取り消し
- ケ 温泉利用の制限命令に関する聴聞
- コ 公衆衛生上の見地から行う報告徴収
- サ 公衆衛生上の見地から行う立入検査
- シ 上記許可等に関する知事への報告
- ス 温泉利用状況の報告
- セ 温泉法に基づく行政処分状況報告

提出先

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務環境グループ
住所：那覇市与儀1-3-21（元・沖縄県中央保健所）
電話：098-853-7963

(2) 中央保健所の廃止について

那覇市の中核市移行に伴い、平成25年3月31日をもって沖縄県中央保健所が廃止となり、これまで中央保健所において所管していた市町村（那覇市、浦添市、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町）につきましては、南部福祉保健所の所管となりました。